平成２７年（フ）第３７７７号
大阪府枚方市楠葉美咲１丁目２番８号
債務者　堀電こと　堀川　秀蔵
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　卓輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８９３号
大阪府高槻市牧田町13番75―201号
債務者　小元　永久
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮原　　護
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８９５号
大阪府東大阪市加納３丁目５番５号　アルカディアⅡ　202号
債務者　永井　義秀
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９６７号
堺市北区百舌鳥梅北町３丁125番地140
債務者　碓井　隆二
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩田　　勲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１２１２号
茨城県古河市久能1085番地５　プラムガーデン古河Ａ棟
債務者　山本　良継
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河原崎友太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２８４号
埼玉県上尾市中妻３丁目２番地１　ミヤシタマンション302
債務者　實川　高由
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯岸　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３８２号
埼玉県久喜市菖蒲町上大崎708番地32
債務者　原　　直実
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤　　進
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３１５号
愛知県江南市前飛保町寺前100番地　アヴァンセ101号
債務者　川越　靖紀
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大宮　隆志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１８７号
三重県桑名市大字東方2248番地２　涼仙ＧＣハウス207号
債務者　鈴木　悠介
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月14日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２５号
宮城県登米市南方町鴻ノ木161番地２　アストハイツ212号
債務者　伊藤めぐみ（旧姓橘）
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２７年（フ）第１６６号
愛知県知立市昭和６丁目１番地　知立団地72棟102号
債務者　鈴木　容子
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３４１号
愛知県高浜市芳川町１丁目２番地15
債務者　大川内惠美子（旧姓寶樂）
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３６６号
愛知県刈谷市一里山町砂山153番地１　ラフォーレカトウ６Ｄ号、前住所愛知県豊田市三軒町３丁目66番地１
債務者　向　　勝己
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第８３号
三重県度会郡南伊勢町村山345番地
債務者　中垣内裕治
1　決定年月日時　平成27年12月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第６５号
島根県大田市温泉津町福田イ58番地
債務者　松本　秋夫
1　決定年月日時　平成27年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第１０１号
島根県出雲市今市町1387番地２
債務者　盧　　隆彰
1　決定年月日時　平成27年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第１０２号
島根県出雲市斐川町荘原2274番地３
債務者　本田みさお
1　決定年月日時　平成27年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
松江地方裁判所出雲支部